

相談援助業務に従事する者

○ 別に定める相談援助（身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により、日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと）業務に従事する者の範囲は次のとおりとします。

1. 施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者

- (1) 知的障害児施設、肢体不自由児施設（肢体不自由児通園施設を除く）及び重症心身障害児施設にあっては、児童福祉施設最低基準第49条第1項、第69条第1項及び第5項並びに第73条第1項に規定する児童指導員
- (2) 身体障害者更生相談所にあっては、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」（平成15年3月25日付け障発第0325001号）第1に規定する身体障害者福祉司及びケースワーカー
- (3) 障害者支援施設にあっては、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第11条第1項第2号イ（2）、第3号イ（1）及びロ、第4号イ（1）及びハ、第5号イ（1）及びロ（1）並びに第6号イ（1）に規定する生活支援員及び同項第2号イ（3）、第3号イ（2）、第4号イ（2）、第5号イ（3）及びロ（2）並びに第6号イ（2）に規定するサービス管理責任者
- (4) 障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設にあっては、障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）第31条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第16条第1項第3号、第17条第1項第3号、第18条第1項第3号、第19条第1項第3号、第38条第1項第3号、第56条第1項第3号、第57条第1項第3号及び第58条第1項第3号に規定する生活支援員並びに「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」（昭和47年7月22日付け社更第128号）別紙（身体障害者福祉工場設置運営要綱）7に規定する指導員
- (5) 福祉ホームにあっては、障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日付け厚生労働省令第176号）第3条に規定する管理人
- (6) 身体障害者福祉センターにあっては、身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第19条に規定する身体障害者に関する相談に応ずる職員
- (7) 救護施設及び更生施設にあっては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準（昭和41年厚生省令第18号）第11条第1項第3号及び第19条第1項第3号に規定する生活指導員
- (8) 福祉に関する事務所にあっては、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項第1号に規定する指導監督を行う所員（査察指導員）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条の2第1項及び第2項に規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第10条第1項及び第2項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条及び第7条に規定する社会福祉主事（老人福祉指導主事）、社会福祉法第15条第1項第2号に規定する現業を行う所員（現業員）

(9) 知的障害者更生相談所にあつては、「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成15年3月25日付け障発第0325002号)第1に規定するケースワーカー

(10) 障害者自立支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設にあつては、整備省令第1条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号)第28条第1項第3号、第29条第1項第3号、第52条第1項第3号、第53条第1項第3号、第54条第1項第2号及び第63条第1項第3号に規定する生活支援員

(11) 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターにあつては、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)第12条第1項第3号及び第2項第1号に規定する主任生活相談員及び生活相談員、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第12条第1項第3号及び第56条第1項第3号に規定する生活相談員、「軽費老人ホームの設備及び運営について」(昭和47年2月26日付け社老第17号)別紙(軽費老人ホーム設置運営要綱)第2に規定する主任生活相談員及び生活相談員、第3に規定する利用者の生活、身上に関する相談、助言を行う職員及び第4に規定する生活相談員、「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」(昭和52年8月1日付け社老第48号)別紙1(老人福祉センター設置運営要綱)第2に規定する相談・指導を行う職員及び第3に規定する相談・指導を行う職員並びに老人介護支援センターにおいて相談援助業務を行っている職員

(12) 老人短期入所施設、老人サービスセンターにあつては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第93条第1項第1号及び第121条第1項第2号、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第42条第1項第1号に規定する生活相談員、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第97条第1項第1号及び第129条第1項第2号並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)第5条第1項第1号に規定する生活相談員

(13) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項第4号及び第5号に規定する授産施設及び宿所提供施設にあつては、「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」(昭和48年5月26日付け厚生省社第497号)に基づき配置された指導員

(14) 老人福祉法第29条に規定する有料老人ホームにおいて相談援助業務を行っている生活相談員

(15) 「高齢者総合相談センター運営事業の実施について」(昭和62年6月18日付け健政発第330号、健医発第733号、社老第80号)別紙(高齢者総合相談センター運営要綱)に基づく高齢者総合相談センターにおいて相談援助業務を行っている相談員

(16) 「隣保館の設置及び運営について」(平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号)別紙(隣保館設置運営要綱)に基づく隣保館において相談援助業務を行っている職員及び「隣保館の設置及び運営について」(平成14年8月29日付け社援発第0829001号)別紙(広域隣保活動事業実施要領)に基づく広域隣保活動を行うに当たり相談援助業務を行っている職員

(17) 市(特別区を含む。)区町村社会福祉協議会において相談援助業務を行っている職員

以下に示す実施要綱により、必置とされている相談援助職員とする。

ア. 「福祉活動専門員」(「社会福祉協議会活動の強化について」(平成6年9月30日付け社援発第300号厚生事務次官通知))

(18) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1項第1号に規定する施設において相談援助業務を行っているケアマネジメント・アドバイザー

(19) 「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」(昭和60年5月21日付け厚生省発見第104号)別紙(知的障害者福祉工場設置運営要綱)に基づく知的障害者福祉工場において相談援助業務を行っている指導員

(20) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第29条第1項第2号に基づき設置された労災特別介護施設において相談援助業務を行っている主任指導員

(21) 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行っている施設における児童指導員

(22) 視聴覚障害者情報提供施設にあっては、身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)第38条に規定する点字図書館及び第40条に規定する聴覚障害者情報提供施設において身体障害者に関する相談に応ずる職員

(23) 障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。)を行う施設にあっては、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号)第39条第1項第3号、第52条第1項第2号及び第2項、第59条第1項第2号及び第3項、第64条第1項第2号、第65条第1項第2号並びに第75条第1項第2号(第88条において準用する場合を含む。)に規定する生活支援員並びに第39条第1項第4号、第52条第1項第3号、第59条第1項第4号、第64条第1項第4号、第65条第1項第3号及び第75条第1項第3号(第88条において準用する場合を含む。)に規定するサービス管理責任者

(24) 地域活動支援センターにあっては、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第175号)第9条第1項第2号に規定する指導員

(25) 「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記6(4)に基づく「身体障害者自立支援事業」を行っている身体障害者向け公営住宅、賃貸住宅及び福祉ホーム等において相談援助業務を行っている職員、別記6(9)に基づく「日中一時支援事業」を行っている障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において相談援助業務を行っている職員、別添1「障害者相談支援事業」における相談援助業務を行っている職員並びに別添2「障害児等療育支援事業」における相談援助業務を行っている職員

(26) 相談支援事業を行う施設にあっては、障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第173号)第3条に規定する相談支援専門員

(27) 障害者自立支援法第5条第10項に基づく共同生活介護及び同条第16項に基づく共同生活援助を行っている事業所において相談援助業務を行っている職員

(28) 老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設及び第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設における生活相談員

(29)「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」(平成12年9月27日老発第655号)別紙(生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業実施要綱)に基づく「生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業」を行っている生活支援ハウスにおける生活援助員

(30)「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号)に基づく「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」において高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等に派遣されている生活援助員

(31)「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社援地第74号)別紙(地域福祉センター設置運営要綱)に基づく地域福祉センターにおいて相談援助業務を行っている職員

(32) 法第8条第25項に規定する介護老人保健施設において相談援助業務に従事している者

(33)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第48条に規定する精神保健福祉センター及び保健所その他これらに準ずる施設における精神保健福祉相談員

(34) 障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設にあっては、整備省令第1条の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第87号)第16条第1項第2号、第26条第1項第2号及び第4項第2号並びに第37条第1項第2号に規定する精神障害者社会復帰指導員並びに第33条第1項第1号に規定する管理人

(35)「介護実習・普及センター運営事業の実施について」(平成4年4月22日付け老企第137号)別紙(介護実習・普及センター運営要綱)に基づく介護実習・普及センターにおいて相談援助業務を行っている職員

(36) 児童福祉法第27条第2項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関にあっては、児童福祉施設最低基準第69条第1項及び第73条第1項に規定する児童指導員

(37)「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添10(ホームレス総合相談推進事業実施要領)に基づき相談援助業務を行っている相談員

(38)「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添11(ホームレス自立支援事業実施要領)に基づくホームレス自立支援センターにおいて相談援助事業を行っている生活相談指導員

(39)「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添7(日常生活自立支援事業実施要領)に規定する専門員

(40) 介護保険法第115条の39第1項に基づく地域包括支援センターにあっては、介護予防支援事業及び包括的支援事業において相談援助業務に従事している者

2. 次に掲げる法律に定められた相談援助業務に従事する者

(1) 町村（福祉事務所設置町村を除く。）の老人福祉担当職員、身体障害者福祉担当職員、知的障害者福祉担当職員のうち主として相談援助業務に携わっている者

(2) 保健所において公共医療事業に従事する者

3. 次に掲げる相談援助業務に従事する者であって、次の①～④に掲げる要件のいずれかを満たす場合。

① 社会福祉主事任用資格を取得したこと。

② 介護職員基礎研修課程若しくは訪問介護員養成研修2級課程又はこれに相当する研修（社会福祉施設長資格認定講習会等）を修了したこと。

③ 当該者が厚生省令第36号第113条の2第1項第1号に掲げる資格を取得したこと。

④ 別紙1の1又は2に掲げる相談援助業務従事者として1年以上勤務したこと。

(1) 医療機関において医療社会事業に従事する者（患者や家族に対し疾病の治療等の妨げとなる経済的、精神的な諸問題について相談、指導を担当する者）

(2) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、基準該当居宅サービス事業者、基準該当居宅介護支援事業者、基準該当介護予防サービス事業者、基準該当介護予防支援事業者において、相談援助業務・連絡調整業務に従事している者

(3) (2) のサービスに相当するサービス（福祉用具を販売するサービスを含む。）に係る業務を行っている事業者（社会福祉協議会・福祉公社・生活協同組合・農業協同組合・シルバー人材センター等の民間非営利組織・民間企業等）であって、市町村の委託を受けたもの又は民間事業者によるサービス指針（ガイドライン）を満たすと認められるものにおいて、相談援助業務・連絡調整業務に従事している者

訪問介護員養成研修2級課程に相当する研修については、次に掲げる研修を修了した者をいい、当該研修修了証明書又は当該研修を修了したことを確認できる書類の写しを受験申込書に添付すること。

なお、イの場合にあっては、研修修了証明書等研修の実施主体が発行した研修を修了したことを確認できる書類（以下「研修修了証明書等」という。）の写しと研修カリキュラムの写しを添付すること。

ア. 訪問介護員養成研修2級課程に相当する研修とは、介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）に基づく2級課程修了者（介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号）附則第16条に定める者を含む。）であること。

イ. 受験申込者から提出された研修カリキュラムの写しにより次の（ア）及び（イ）を確認し、かつ研修修了証明書等の写しにより、受講の事実を確認した場合であること。

（ア）保健・医療・福祉に関する研修時間数が90時間以上であること。ただし、研修時間数が90時間には満たないが、当該研修の実施主体が追加研修を実施し、合計で90時間以上になるものを含むこと。

なお、この場合追加研修は、先に受けた研修の修了後5年以内に修了したものに限ること。

また、追加研修の内容は先に修了した研修内容と重複するものではないこと。

（イ）研修内容は、相談援助に関する講習が10時間以上含まれていること。

「民間事業者によるサービス指針（ガイドライン）を満たすと認められるもの」の取扱いについては、各サービスごとに事業主から提出された「確認証明書」により、各事項について基準を満たしていることを確認した場合に限ること。

4. その他

(1) 老人福祉施設、有料老人ホーム、障害者支援施設、保護施設及び老人保健施設の施設長（社会福祉主事任用資格を有する者又は社会福祉施設長資格認定講習会若しくはこれに相当する研修を修了した者に限る。又は当該者が次の①から④に掲げる要件のいずれかを満たす場合。）

- ① 社会福祉主事任用資格を取得したこと。
- ② 介護職員基礎研修課程若しくは訪問介護員養成研修２級課程又はこれに相当する研修（社会福祉施設長資格認定講習会等）を修了したこと。
- ③ 厚生省令第36号第113条の2第1項第1号に掲げる資格を取得したこと。
- ④ 別紙1の1又は2に掲げる相談援助業務従事者として1年以上勤務したこと。

(2) 都道府県、市町村、ろうあ者センター、手話通訳派遣センター等において手話通訳及び自立支援のための相談援助を行う者（社会福祉主事任用資格を有する者又は訪問介護員養成研修２級課程に相当する研修を修了した者であって、「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程を定める件」（平成元年5月20日厚生省告示第108号）による試験に合格し、登録された手話通訳士である者に限る。）（「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規定を定める件」（平成元年5月20日厚生省告示第108号）による試験に合格し、登録された手話通訳士である者が、以下の①から④の要件のいずれかを満たした場合。）

- ① 社会福祉主事任用資格を取得したこと。
- ② 介護職員基礎研修課程若しくは訪問介護員養成研修２級課程又はこれに相当する研修（社会福祉施設長資格認定講習会等）を修了したこと。
- ③ 厚生省令第36号第113条の2第1項第1号に掲げる資格を取得したこと。
- ④ 別紙1の1又は2に掲げる相談援助業務従事者として1年以上勤務したこと。

社会福祉施設長認定講習会に相当する研修については、次に掲げる研修を修了した者を行い、当該研修修了証書の写しを受験申込書に添付すること。

なお、イの場合にあつては、研修修了証書等の写しと研修カリキュラムの写しを添付すること。

ア. 「社会福祉施設の長の資格要件について」（昭和53年2月20日付け社庶第13号社会局長・児童家庭局長通知）に基づく「施設長資格認定講習会」の課程を修了した者であること。

イ. 受験申込者から提出された研修カリキュラムにより次の（ア）及び（イ）を確認し、かつ研修の実施主体が発行した研修の修了を証明した書類により、受講の事実を確認した場合であること。

（ア）研修時間は90時間以上であること。

（イ）研修内容には、保健・医療・福祉に関する科目（相談援助を含む。）が含まれていること。